e)　第5.450A号が、5470-5725MHzの周波数帯においては、移動業務の局は無線測位業務からの保護を要求してはならないと述べていること、及び無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R勧告M.1638-0で示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならないと述べていること。

以下に留意し、

a)　ITU-R勧告M.1638-0が、5250-5850MHzの周波数帯で運用する無線標定、航空無線航行及び気象レーダーの共用研究のための特性及び保護基準を特定していること。

b)　ITU-R勧告M.1638-1が5250MHzから5850MHzまでの間の周波数帯で運用する無線標定（地上に設置した気象レーダーを除く。）及び航空無線航行レーダーの共用研究のための特性及び保護基準を特定し、ITU-R勧告M.1849-1が地上に設置した気象レーダーの技術的及び運用上の事項を特定していること。

c)　ITU-R勧告M.1638-1が、ITU-R勧告M.1638-0には含まれていない新しいレーダーの特性を追加的に記載していること。

以下に更に留意し、

決議第27（WRC-12、改）の第1付属書に従い、強制的な位置付けで参照による準用が行われる規定の参照は、テキストの具体的部分を適宜明示しつつ、明白でなければならないこと。

以下を無線通信部門に要請することを決議し、

1　第5.447F号及び第5.450A号で規定した業務に関し、これらの脚注で規定した業務に不当な制約が課されないことを確保しつつ、これらの脚注の中でITU-R勧告M.1638-0に替えてITU-R勧告M.1638-1を引用することによる技術的及び規制上の影響を調査すること。

2　第5.447F号及び第5.450A号で規定した業務に関し、これらの脚注で規定した業務に不当な制約が課されないことを確保しつつ、これらの脚注に新たにITU-R勧告M.1849-1の引用を追加することによる技術的及び規制上の影響を調査すること。

以下を無線通信局長に指示する。

上記ITU-R要請決議事項に応じた規制措置を検討できるよう、WRC-19への局長報告にこれら研究の結果を盛り込むこと。

追　決議第765（WRC-15）　401-403MHz及び399.9-400.05MHzの周波数帯を移動衛星業務、気象衛星業務及び地球探査衛星業務で運用する地球局のための帯域内電力制限値の確立

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　401-403MHzの周波数帯に導入されている地球探査衛星業務（EESS）（地球から宇宙）及び気象衛星業務（MetSat）（地球から宇宙）並びに399.9-400.05MHzの周波数帯に導入されている移動衛星業務（MSS）（地球から宇宙）は、現在データ収集のために使用されていること。

b)　これらのシステムは、一般的には中程度あるいは低レベルの電力を使用して運用されていること。

c)　ITU-R勧告SA.2045が、関連する401-403MHzの周波数帯の静止衛星軌道（GSO）及び非静止衛星軌道（非GSO）のデータ収集システム（DCS）の性能と混信基準に関する情報を提供していること。

d)　ITU-R勧告SA.2044が、非GSO DCSの401-403MHzの周波数帯における現在及び将来の利用方法並びに全てのDCSが公平にスペクトルを利用できるようにするための周波数帯の分配方法について情報を提供していること。

e)　ITU-R勧告M.2046が、399.9-400.05MHzの周波数帯（地球から宇宙）を使用する一つのMSSシステムの広帯域雑音及び狭帯域混信についての記述及び対応する保護基準を提供していること。

f)　これらのEESS、MetSat及びMSSシステムは、気候変動の監視及び予想、海洋、気候及び水資源の監視、気象予報、生態系の多様性の維持並びに海洋安全の改善への支援のために不可欠であること。

g)　EESS、MetSat又はMSSのための分配のもと、主に遠隔制御（第1.135号参照）（地球から宇宙）の目的でこれらの周波数帯を使用する計画がある衛星が増えていること。

以下を更に考慮し、

a)　考慮事項g)で述べた地球局の出力電力値は、これらの遠隔制御リンク（地球から宇宙）のアンテナ・ポートにおいて、考慮事項a）で述べた401-403MHz及び399.9-400.05MHzの周波数帯のEESS、MetSat又はMSSシステムの業務リンクの運用のために慣例的に使用されている中程度又は低レベルの電力値よりもはるかに大きい可能性があること。

b)　考慮事項c）、d)及びe）で述べたITU無線通信部門（ITU-R）勧告によれば、401-403MHz及び399.9-400.05MHzの周波数帯は、現在、主にデータ収集プラットフォーム用に供されていること。

c)　考慮事項g）で述べた遠隔制御リンクは、考慮事項a）で述べた衛星搭載衛星受信機に有害な混信を及ぼす可能性があること。

以下を認識し、

a)　DCSの長期継続的運用を担保できるようにするためには、安定した規制による確実性が必要なこと。

b)　これらのDCSには、長期間にわたる取組と投資が必要なこと。

c)　考慮事項a）で述べたEESS、MetSat及びMSSのために、常に低レベル又は中程度の出力電力値を実現する既存及び将来のシステムの運用を確保することが必要なこと。

d)　EESS、MetSat及びMSSに適用可能な地球局に対する帯域内電力制限値を無線通信規則の中で確立することは、これらの周波数帯域を使用するDCSに信頼感を与えるであろうこと。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

ITU-Rの研究結果を考慮し、401-403MHzの周波数帯のEESS及びMetSat並びに399.9-400.05 MHzの周波数帯のMSSの地球局に対する帯域内電力制限値を確立する可能性を検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

401-403MHzの周波数帯のEESS及びMetSat並びに399.9-400.05MHzの周波数帯のMSSの地球局に対する帯域内電力制限値を確立する可能性について、必要な技術的、運用上及び規制上の研究を、WRC-19に間に合うように行い、完了させること。

以下を主管庁に要請し、

ITU-R研究に積極的に参加し、寄与文書を提出することにより関係システムの技術的及び運用上の特性を提供すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する世界気象機関（WMO）その他の関係国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　決議第766（WRC-15）　気象衛星業務（宇宙から地球）を二次的基礎での分配から一次的基礎での分配に格上げする可能性及び460-470MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（宇宙から地球）への一次的基礎での分配の検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　データ収集システム（DCS）が、401-403MHzの周波数帯の気象衛星（MetSat）業務及び地球探査衛星業務（EESS）（地球から宇宙）の静止及び非静止軌道上で運用されること。